

山口市環境センター

高圧ケーブル・高圧気中開閉器（PAS）修繕

仕様書

本仕様書は、山口市環境センター 高圧ケーブル・高圧気中開閉器（PAS）の取替え修繕（以下「修繕」という。）に際し、必要な事項を定めるものとする。

1. 名称

山口市環境センター 高圧ケーブル・高圧気中開閉器（PAS）修繕

2 履行場所

（１）施設名称 山口市環境センター

（２）場 所 山口市小郡上郷 12200 番地

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

ただし、機器が納入され次第、速やかに現地での作業に取り掛かること。

4. 修繕実施日

土曜日の午後から及び日曜日、祝日とする。

5. 修繕等の内容

既設の機器等を撤去し取替する。

（１）高圧ケーブル修繕

- ・高圧ケーブル 6 kV CET-60 mm² (E-E) (50 m)
- ・端末処理材：屋内 6 kV CVT 60 mm² (1 組)
- ・端末処理材：屋外耐塩害用 6 kV CVT 60 mm² (1 組)
- ・耐圧試験 (1 式)

（２）高圧気中開閉器（PAS）修繕

- ・PAS 方向性耐塩 SOG 付 6 kV 200 A LA・VT 内蔵 (1 台)
- ・耐圧試験 (1 式)

6. 注意事項

- (1) 実施にあたっては、本市職員と十分に連絡又は確認をとること。
- (2) 作業の際は、各作業に必要な知識、経験、資格を有する者が行い、関係法令を遵守すること。
- (3) 請負者は、発注者より異常の連絡があったときには、速やかに対応すること。
- (4) 請負者は、業務上知り得た一切の事項を第三者に漏洩してはならない。

7. 特記事項

- (1) 本修繕に必要とされる消耗品、仮資材等は本業務に含むものとする。
- (2) 本修繕中に発生する廃棄物等の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適切に処分しなければならない。
- (3) そのほか通常必要と認められるものは含むものとする。

8. その他留意事項

- (1) 本修繕に際する一般送配電事業者への申請等、必要とされる手続きを行うこと（経費を含む）。
- (2) 本修繕に際し、従来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造、仕上等、従来にならない補修すること。
- (3) 本修繕の履行にあたっては関係法令等を遵守すること。

9. 提出書類

- (1) 工程表 着工前
- (2) 作業員名簿（現場代理人選任届）着工前
- (3) 作業報告書 完了後
 - ア パイプファイル 1 部
 - イ パイプファイルなし 1 部
 - ウ 電子データ（PDF） 1 枚
- (4) 修繕記録写真 着工前、着工中、完了後、型式が分かる写真

10. 労働安全衛生対策

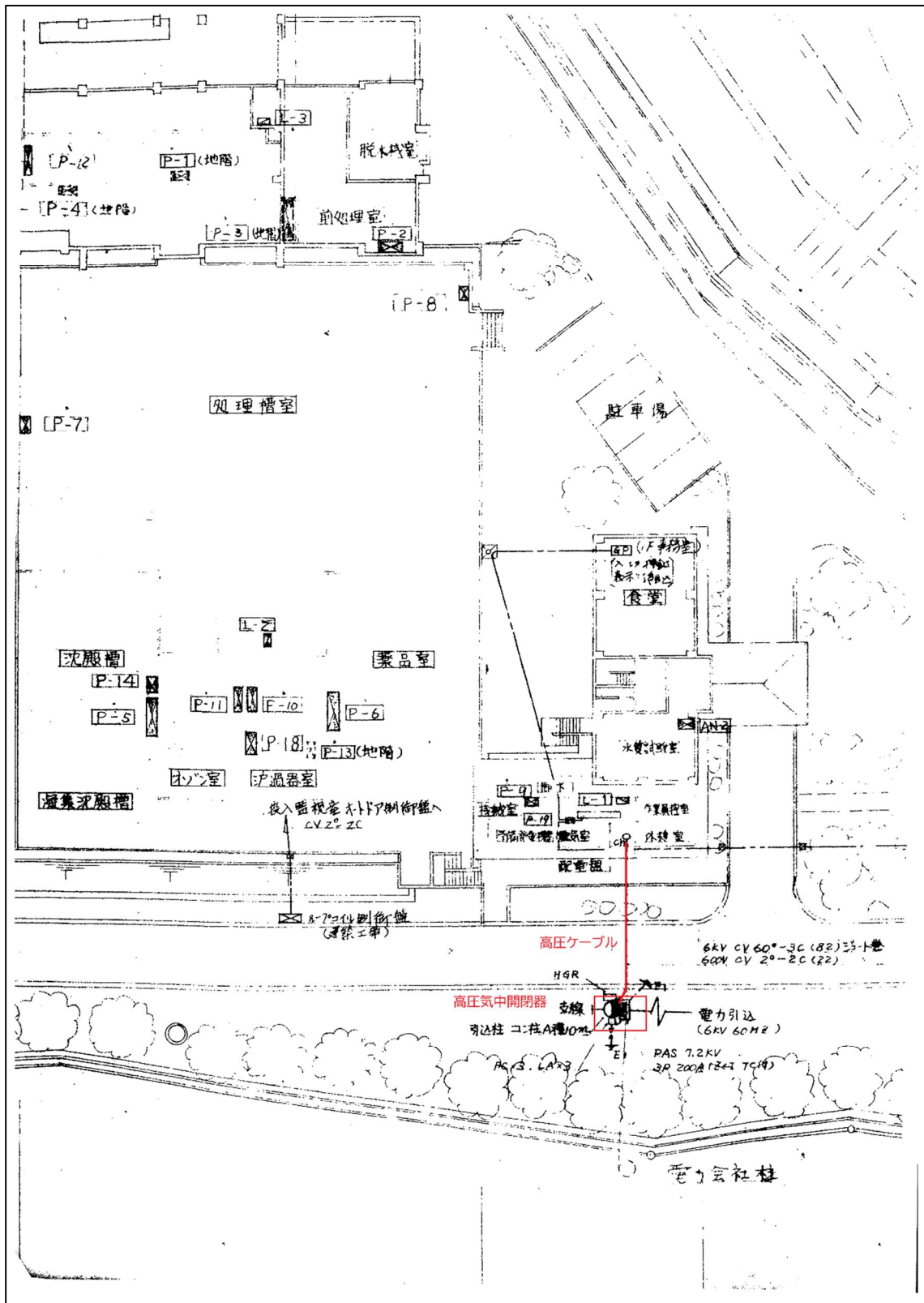
- (1) 請負者は、実施にあたりあらかじめ保安上必要な人員配置及び連絡方法等を本市職員と協議の上決定し、これを遵守しなければならない。
- (2) 請負者は、実施にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法、その他関係法規を遵守するとともに、業務中の危険防止対策を十分に行うこと。また、労働者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。

1 1. 疑義の解決

本仕様書の内容に疑義が生じたときは、本市と請負者が協議し解決するものとする。

1 2. 図面

別紙参照



単線結線図

H29. 4. 1

